

高浜市内に本店を有する事業者の方へ

小規模工事等参加登録申請制度のご案内

小規模工事等参加登録申請制度とは？

発注する小規模工事等の受注・施工を行うことで市内業者の方の受注機会の拡大を目的に、建設業の許可を受けていない等の理由により、入札参加資格申請(建設工事)を行っていない市内業者の方でも、より簡易な入札参加資格申請(物品・その他委託)の申請をして名簿登録をすれば、高浜市が発注する小規模工事等の受注・施工を行うことができるようにした制度です。

■小規模工事

高浜市が発注する小規模な工事及び修繕で、その内容が軽易かつ履行の確保が容易なもので、

1 件の予定金額が 50 万円以下のものをいいます。

(例)土木造園関係…道路構造物、舗装、遊具、樹木植栽等の工事・修繕

建築関係…建具、ガラス、サッシ、壁、床、瓦屋根、板金、塗装等の工事・修繕

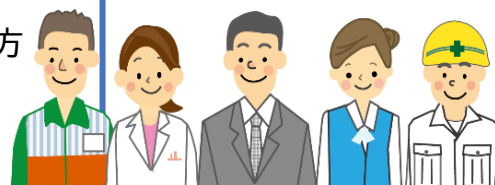
設備関係…電気、配線、照明、空調、水道等の工事・修繕

入札参加資格申請(建設工事)に必要な建設業許可、経営事項審査の受審、ICカードの登録不要！

資格要件

次の①から④までのすべての要件に該当する方

- ①高浜市内に主たる事業所(本社・本店)を有する方
- ②成年被後見人、被保佐人又は破産者で復権を得ない方でない方
- ③希望する業務の履行に必要な資格、免許等を有する方
- ④国税、都道府県税及び市税に滞納がない方



金額	50 万円以下	50 万円超～130 万円以下	130 万円超
工事	随意契約案件 (見積り合わせ案件)	随意契約案件 (見積合わせ案件)	入札案件
選定業者	・入札参加資格者名簿(建設工事)の市内・準市内業者	・入札参加資格者名簿(建設工事)の市内・準市内業者	・入札参加資格者名簿(建設工事)の業者(ただし、市内業者優先で、その他の要件を満たしたもの)

小規模工事等参加登録をすると、50 万円以下の見積合わせに参加できます

問い合わせ先 高浜市役所財務グループ TEL 0566-52-1111(内線 233)



申請方法

「あいち電子調達共同システム(物品等)^(※)」により、電子申請をしてください。

申請時の希望業務は、(別表)小規模修繕業務登録方法例に従って入力してください。申請には、インターネットに接続したパソコンが必要です。お持ちでない方は、商工会のパソコンから申請を行うことができますので、商工会事務局(TEL 0566-53-1827)へご相談ください。

あいち電子調達共同システム(物品等) <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

※電子申請の方法については、入札参加資格申請要領(物品・その他委託)に掲載しています。(申請要領は、市ホームページをご覧ください。)

申請期間

2年に一度名簿の更新をしています

令和4・5年度^(※)の登録を希望される方(随時受付中)

- ・受付期間 令和6年2月15日(木)まで
- ・有効期間 名簿搭載後～令和6年3月31日(日)

令和6・7年度^(※)の登録を希望される方(定時受付)

- ・受付期間 令和6年1月4日(木)～令和6年2月15日(木)
- ・有効期間 令和6年4月1日(月)～令和8年3月31日(火)

※定時受付に間に合わない方は、4月1日(月)から随時受付が開始しますので、4月以降に申請をお願いします。



入札参加資格申請(建設工事)との併用

入札参加資格申請(建設工事)により入札参加資格者名簿に登録されている方が、登録業種以外の小規模工事等について登録申請を行うことができます。

(例)入札参加資格者名簿(建設工事)の電気工事に登録されている方が、この制度により、管工事(冷暖房・空調設備補修)の登録申請を行う場合など

ご注意ください

■ 契約の方法

契約は、原則として複数の方に見積書の提出を依頼し、見積金額が最も低い方と契約します。なお、見積書の提出に要する経費は見積者の負担となりますので、ご了承ください。

■ 契約の履行

請け負った業務は、自ら履行することを原則とし、一括下請け及び市が認めた場合以外の下請けはできませんので、登録業務の範囲は、自ら施工(履行)できる業務で申請をお願いします。